

報告第1号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年11月28日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

専 決 処 分 書

南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年3月18日専決処分

南空知公衆衛生組合長 齋 藤 良 彦

南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第17条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

本則に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

報告第2号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年11月28日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

専 決 処 分 書

令和3年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第3号）

令和3年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,088千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ397,024千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日専決処分

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 分 賦 金		千円 330,220	千円 △ 828	千円 329,418
	1 分 賦 金	330,220	△ 828	329,418
3 諸 収 入		52,748	1,916	54,664
	1 雑 入	52,747	1,915	54,662
	2 預 金 利 子	1	1	2
歳 入 合 計		395,936	1,088	397,024

(歳 出)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 清 掃 費		千円 374,233	千円 1,088	千円 376,065
	1 清 掃 費	374,233	1,088	376,065
歳 出 合 計		395,936	1,088	397,024

報告第3号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年11月28日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

専 決 処 分 書

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
制定について

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
するものとする。

令和4年5月12日専決処分

南空知公衆衛生組合長 齋 藤 良 彦

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例第16条第2項及び南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第8条1項から第3項まで若しくは第5項若しくは第16条第3項から第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

報告第4号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年11月28日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

専 決 処 分 書

北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和4年6月16日専決処分

南空知公衆衛生組合長 齋 藤 良 彦

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合格約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

報告第5号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年11月28日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

専 決 処 分 書

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和4年6月16日専決処分

南空知公衆衛生組合長 齋 藤 良 彦

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約(平成31年2月22日市町村第1877号指令)の一部を次のように変更する。

別表第1上川総合振興局(30)の項中「(30)」を「(31)」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

報告第6号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年11月28日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

専 決 処 分 書

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和4年6月16日専決処分

南空知公衆衛生組合長 齋 藤 良 彦

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約(昭和43年5月1日地方第722号指令許可)の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

報告第7号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年11月28日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

専 決 処 分 書

南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月16日専決処分

南空知公衆衛生組合長 齋 藤 良 彦

南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合にあって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異

なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、組合長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳

6 か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号」を「非常勤職員が、次の各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、組合長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

認定第1号

令和3年度南空知公衆衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度南空知公衆衛生組合一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年11月28日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

議案第1号

令和4年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第1号）

令和4年度南空知公衆衛生組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,223千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ425,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月28日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 分 賦 金		千円 344,375	千円 17,237	千円 361,612
	1 分 賦 金	344,375	17,237	361,612
3 諸 収 入		59,225	1,986	61,211
	1 雑 入	59,224	1,986	61,210
歳 入 合 計		406,600	19,223	425,823

(歳 出)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 清 掃 費		千円 385,807	千円 19,223	千円 405,030
	1 清 掃 費	385,807	19,223	405,030
歳 出 合 計		406,600	19,223	425,823

議案第2号

南空知公衆衛生組合公平委員会委員の選任について

次の者を南空知公衆衛生組合公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年11月28日提出

南空知公衆衛生組合長 齋藤良彦

住 所 夕張郡由仁町三川泉町188番地の12
氏 名 黒 瀬 美智子
生年月日 昭和36年3月28日